

## 西宮市介護相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、「地域支援事業実施要綱」(平成18年6月9日老発第0609001号・最終改正平成24年4月6日老発0406第2号厚生労働省老健局長通知)にもとづき、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスの利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者(以下「介護相談員」という。)を介護保険施設又は介護サービスを行う事業所等(以下「施設等」という。)に派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、当該施設が第三者の訪問を受け入れることを促進し、その介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市(以下「市」という。)とする。

(事務局)

第3条 本事業の事務局を法人指導課に置く。ただし、適切な事業運営が確保できる機関または団体等に事務局の事務の一部または全てを委託することができる。

(介護相談員)

第4条 介護相談員は、その業務を実施するために必要な一定水準の研修を受けた者とする。

(派遣受入施設等)

第5条 介護相談員の派遣対象とする施設等は、市内の施設等のうちから市が選定し、派遣の受入を承諾した施設等(以下「派遣受入施設等」という。)とする。

(介護相談員の養成研修)

第6条 介護相談員の養成研修については、これらの業務を適切に実施できる専門性及び実績を有する機関または団体が実施することができる。

(介護相談員の登録)

第7条 派遣受入施設等へ派遣される介護相談員については市に登録を行うものとする。

(介護相談員の業務)

第8条 介護相談員は派遣受入施設等を訪問しサービスの利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行い利用者の疑問や不満、不安の解消を図ることで介護サービスの質的な向上を図る。

(活動状況等の報告)

第9条 介護相談員は、介護相談員の活動状況、介護相談員から指摘した事項及びこれに対する施設等の対応等について市に報告するものとする。

(派遣受入施設等連絡会議)

第10条 事務局は、必要に応じて派遣受入施設等の連絡会議を開催することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成14年9月9日から施行する。
- 2 なお、当面の間は試行的事業として実施する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する（ただし、附則2は削除する。）。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成21年4月28日から施行する。
- 7 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。